

Q & A

Q1) 単独学校でチームが組めるのに、あえて合同で活動する意味がありますか？

A) 合同で活動する利点として、次の4点が考えられます。



- ①他校の生徒と交流することにより、さらなる成長が期待できる。
- ②指導することが難しい教職員への配慮につながる。
- ③専門性が高い指導者による指導体制が作りやすい。
- ④今後、合同での活動を余儀なくされる部活動が増えていった場合、それに対応する指導体制・活動体制づくりの基盤となる。

Q2) 「学校部活動」か「地域クラブ」を選択しなければならないのですか？
子どもたちの平日と休日の活動が制限・分断されるのではないですか？

A) 子どもたち個々のニーズに応じた、スポーツ・文化芸術活動づくりを目指します。

「学校部活動」と「地域クラブ」のどちらか一方を選択する必要はなく、学校で部活動をするから休日の活動ができない、休日に「地域クラブ」で活動するから平日の部活動ができないということはありません。アンケート調査によると、休日の部活動について「平日の練習だけでは足りない」という子どもがいる一方で、「休みを増やしてほしい」「他にもやりたいことや習いごとがある」という子どもも少なくありません。子どもたち一人一人の希望に応えられるような参加体制づくりを進めます。

Q3) これまでに、希望する部活動が自校になくても近隣の学校で活動できた事例があると聞いたことがあります。それとどこが違いますか？

A) そのような仕組みを一般化し、子どもたちの選択肢を広げます。

これまでも、バスケットボールやサッカーでそのような事例がありました。子どもたちの選択肢を広げることができるとても良い仕組みだと思います。ただ、一般にはそのような仕組みがあまり知られていません。地域展開が進めば、希望する部活動が自校になくても他校で活動できるという仕組みが一般化され、さらに多くの子どもたちの選択肢が広がると思われます。

Q4) 平日の地域への移行は進めないのですか？

A) 現段階では、平日の地域への移行は考えていません。

国が示すように、将来的には平日への移行も考える必要があります。また、休日・平日同時に進めた方が効率よく移行できるのではないかと考えもあります。しかし、課題が山積する現段階では、同時に進めるとさらに混乱を招くと判断します。先行的に展開している市町をみても、まず休日の取組から始めています。近隣市町の状況もうかがいながら進めて参ります。

Q5) 1つの学校にしかない部活動（水泳・コーラス）はどうなりますか？

A) 部活動があるその学校が拠点校となります。

Q6) 特設部(陸上・駅伝等)や学校外で活動していて中体連大会に出場している競技(バドミントン・硬式テニス・空手等)、平日に活動している文化部も対象になりますか？

A) 現段階では対象になりません。

将来的に地域展開が進んだ場合、現在の学校にはないスポーツや文化芸術活動も含め、生徒のニーズに応じた種類・形態の「地域クラブ」を開設する必要があると思われます。まずは、各学校に常設しており、休日も含め年間を通して活動している部活動から取組を進めます。

Q7) 地域展開が進むと、部活動の過熱化が進むのではないですか？

A) 「部活動の在り方に関する指針」に基づいて、持続可能な体制づくりを進めます。

地域展開の目的は、生徒や指導者にとって無理がない持続可能な運営体制づくりにあります。小郡市が示す指針「1. 部活動の適切な運営(3) バランスのとれた部活動の運営」に基づいて、バランスのとれた適切な活動体制・指導体制づくりを進めます。

Q8) 地域展開することで、子どもの大会出場機会が減るのではないですか？

A) これまで通りの大会出場が可能です。

Q9) 学校で顧問をしているが休日の指導に携わっていない場合、中体連大会の引率・監督はどうなりますか？

A) 各学校の顧問の引率・監督が必要です。

地域展開で取り組んでいるのは、あくまでも休日の活動の仕方についてです。中体連大会への出場の仕方については、触れていません。休日に「地域クラブ」として活動していても、中体連に学校として登録した場合、これまで通り各学校での出場となります。したがって、休日の指導に携わっていない顧問でも学校としての引率・監督が必要になります。その他、協会大会については主催者団体の裁量によります。

Q10) 平日の部活動指導(顧問)はどうなりますか？

A) 平日の部活動が地域へ移行されない限り、顧問の配置は必要です。

現在の部活動は、全職員に顧問をお願いすることが前提で運営できています。地域展開が進めば、休日の指導を地域の指導者(兼職兼業教職員を含む)に担ってもらうことになります。現在小郡市で進めている地域展開は、休日の部活動に限っての取組になります。平日の部活動が、完全に地域に移行されない限り学校の部活動は存在するため、顧問が必要になります。

Q11) 休日の指導に携わることが難しい教職員への配慮はありますか？

A) 自分の意思で指導に関わることができる指導体制を目指します。

「新しい合同部活動(休日拠点校方式)」「地域クラブ」では、休日の指導が困難な教職員への配慮や指導体制に輪番制を取り入れることにより、指導者の負担軽減を図ることを目標にします。ただし、これは拠点校数や生徒数に応じた指導者が確保できた場合に限るため、人材確保に努めて参ります。



Q12)「地域クラブ」の指導者は、どのような立場の方ですか？

A) 休日の部活動に携わることを希望する教職員、現在各学校で関わっている部活動指導員などの地域の指導者となります。

市内の小中学校、スポーツ協会など広く地域に指導者を募り、人材バンクを作成します。登録に当たっては必要に応じて面接や研修会を実施する予定です。

Q13) 地域の指導者（兼職兼業教職員を含む）になった場合、長期にわたっての関わりが強制されるのではないかと？

A) 年度更新制の「人材バンク」を作成します。

「人材バンク」は、指導者を任用する上であらかじめ登録するものです。登録したら必ず活動できるものではなく、強制するものでもありません。個々の業務条件に見合うかたちで依頼します。登録有効期間を年度末（3月31日）とし、年度ごとに更新していきます。

Q14) 保護者への啓発をどのように進めていきますか？

A) 保護者が集まる機会をみつけ、啓発を進めます。

保護者へ正しい情報を提供することは大きな課題です。これまでも新入生説明会やPTA総会等で、啓発に努めて参りました。本来であれば、保護者を一堂に会した説明会を設定することが最適だと思います。今後は、各学校の部活動保護者会や小学校も含めた学期・学年末保護者会等でも啓発を進めていきたいと思っています。

Q15) 経済的に困窮する世帯の生徒への配慮が必要ではないですか？

A) 実態に応じた望ましい方策を検討します。

国は「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめで、「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要」があると述べています。県の動向を注視しながら、市としても方策を検討します。

Q16) 受益者負担の考え方は？

A) 具体的な試算に目途が立ちしだいお示しします。



「地域クラブ」へ移行した部活動から受益者負担となります。具体的内容は、国が示すとしている目安（金額）や先行実施している市町の情報を参考にして、できるだけ早くお示しします。